

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第4条	患者に対する入浴特例の許可	生活衛生課

- 1 審査基準は、次のとおりとする。
公衆浴場法施行規則第5条に該当する施設であること。

- 2 標準処理期間は、10日（祝日休日等の閉庁日を除く）とする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。